

ドイツ周遊の旅ご案内

湘南日独協会の趣旨である日独の友好親善の具体的な活動の一つとして「ドイツ周遊の旅」を計画しておりましたが、この程スケジュールが確定しました。今年はドイツの首都がボンからベルリンに移るとともに、ドイツにおける日本年が秋からスタートすることもあり、また、ゲーテ生誕250年でワイマールはじめゲーテゆかりの地では各種の催しが予定されていますので、今回の旅は大変充実した内容となっています。すでに会員の皆様にはご案内を発送しておりますが、確定した日程の概略を次に掲載します。

旅程表

- 9/25(土) 成田→フランクフルト→ベルリン
 9/26(日) ベルリン市内観光
 ブランデンブルグ門前で行われる
 「日本の祭り」見物
 9/27(月) 日本年開会式を見物
 ベルリンより日独センターへ
 午後ポツダム観光
 夕刻、ドレスデンへ
 9/28(火) マイセン陶磁器工場見学
 午後、ドレスデン市内観光
 9/29(水) ドレスデン→ライプツヒ
 ライプツヒ市内観光
 9/30(木) ゲーテ街道をとおりアイゼナッハへ
 エアフルト
 ワイマール
 10/1(金) ゲーテハウス等見学
 10/2(土) ハイデルベルグ市内観光
 フランクフルト→成田
 10/3(日) 成田到着後、解散。

※この旅行についてのお申し込みやお問い合わせは湘南日独協会の事務局へどうぞ。

湘南日独協会 '99活動予定

★7月31日(土) 18:00 第4回例会

「湘南日独協会夏期懇親会」(ドイツフェア)

演奏「楽団シュバルベ」

会場 藤沢市民会館レセプションホール

★9月25日(土) 第5回例会

講演会「心理臨床から見たグリム童話の世界」

講師 鶴沼メンタルヘルス相談室 織田信子氏

★11月27日(土) 14:00 第6回コンサート例会

会場：藤沢リラホール

「ゲーテの詩によるドイツ歌曲の午後」(仮題)



第2回例会「ゲーテの魅力を探る」講演会のスナップ。講師：宮下啓三氏

湘南日独協会会報

VOL 3 . NO. 1 通巻3 . 発行 1999. 5 . 29.

湘南日独協会

Japanisch-Deutsche Gesellschaft in Shonan

事務局：〒251-0055 藤沢市南藤沢8-9 中丸ビル2F

TEL0466-26-3028/FAX0466-27-5091

湘南日独協会 会報

湘南日独協会 第3回例会

ユーロがスタートしたヨーロッパ

ドイツを経済的側面から見る

お話 織田正雄氏 (株)NRW. JAPAN 代表取締役社長
 財団法人 日独協会常務理事
 湘南日独協会副会長

日時 1999年5月29日(土) 午後1時30分より。

会場 ホテル法華クラブ藤沢2階ロータスホール

★講演のモチーフ★

本年初頭よりEU15ヶ国中11の国は欧州統一通貨のEUROを導入、欧州の経済統合が一層進むこととなった。ドイツは1989年11月ベルリンの壁崩壊から10年を経過、その間世界の景気の波に曝すされながらも、着実に東西ドイツの経済的統合に務め、困難な作業はほぼ終了した。

★講演のテーマ★

- 1) ドイツとは：地理的条件
- 2) 日独関係の変遷
- 3) 東西ドイツの合併の意味と東の復興状況
- 4) ドイツ経済の現状（会社形態・雇用形態・組合・豊かき）
- 5) ドイツ人は何故環境意識が進んでいるか



随想

日本の法律の 母なる国はドイツ

塚越敏夫

1. 日独協会の会員の皆様には、我国の法制史の一コマを御紹介したい、と思います。徳川幕府を倒し、中央集権国家を樹立した明治政府は、諸外国との間の不平等条約の改正のためにも、近代的な法治国家体制の確立（国内法制の整備）を急いだ。その急ぎ方を示すエピソードとして、明治3年（1870年）、大政官の法典編纂局の長となった江藤新平は、箕作麟祥（この人は、岡山県の津山藩の士族であり、語学の天才といわれた。今も、津山市に、この人の生家が保存されている。なお、津山藩は、江戸期に洋学が盛んで、「津山洋学派」なるものを成し、宇田川玄随等のそうそうたる人物を輩出している。「津山洋学館」なる名称の記念館が箕作の生家の近くにある。）に対し、「誤訳も亦妨げず唯速訳せよ」と催促してフランス民法を翻訳せしめた、という話が残っている。その後、明治6年（1873年）パリ大学教授ボアソナードを招聘し、国の基幹となる刑法、民法を起草させた。
2. このうち、とくに民法典（以下、「旧民法」という）は、ナポレオンの作ったフランス民法（1804年。Code Napoleon, Code Civil）を模したものであった。フランス民法は、フランスの旧体制（「アンシャン・レジューム」Ancien Regime）を打破した1789年のフランス大革命の精神、即ち、自由（Liberte）、平等（Egalite）友愛（Fraternite）の指導理念に基づくすこぶる進歩的な民法であった。「革命の子、推

進者」ともいわれたナポレオンの、歴史に残る文化的事業の1つであった。ボアソナードの起草した旧民法は、そういうナポレオン民法の自由主義的な色彩の濃いものであった。そして、それは明治23年から施行の予定であった。

3. ところが、明治政府は、明治15年（1882年）に、伊藤博文をドイツのプロシア（プロイセン）に派遣し、その憲法の調査を命じた。伊藤は帰朝後、1850年に作成されたプロシアの憲法を模範にして大日本帝国憲法（明治憲法）を作って公布した（明治22年、1889年）。プロシア憲法は、君主の権力が強く、その人権宣言も、フランスの人権宣言（1789年）程には権利・自由の保障が徹底されていないものであり、「外見的人権宣言」とも評されていた。それ故、大日本帝国憲法の基本的人権の保障も、やや弱い面があったことは否定できない。
4. このことと符節を合わせるように、ボアソナードの作った旧民法の施行を延期すべし、との議論が起きてきた。旧民法が——先に述べたように——あまりに、進歩的過ぎたからである。当時の東京帝国大学教授であった穂積八束（この人は、四国、宇和島藩の士族であり、その兄の穂積陳重及び陳重の子の穂積重遠もいづれも東大教授という学者一族。宇和島に生家が残っている。）が、「民法出でて、忠孝滅ぶ」と主張して、旧民法に反対したことも有名な話である。かようにして、旧民法は施行されずに終わった。これをみて、ボアソナードは憤然としてか、又は悄然としてかは不明だが、フランスに帰ってしまった。その後、現行民法は、明治29年（1896年）に、ナポレオン民法の良いところは残し、それに加えて、当時の最新の民法典の草案であったドイツ民法第一草案（1896年成立、公布）を参考にして作成し、公布された。
5. そして、その他の商法、民事訴訟法、破産法、刑事訴訟法etc. も、皆、基本的にはドイツのそれらの法律を模倣して作成されたものである。こう

いうことを評して、我国の法律の「母国」はドイツである、という。

6. それ故、戦前（太平洋戦争前のこと）の法律学の主流は、ドイツ法学であった。日本の法学者の多くは、ドイツに留学し、ドイツの法学者の学説を学び、それを日本に持ち帰って紹介し、又、自らも立派な学説を構築して、日本の法治国体制の基礎付けをしたのであった。
7. その後、戦後に大きな変革が起きた。アメリカ法の影響が奔流のごとく我国に入ってきた。先づ、国の基本法である憲法が根本的に変わってしまった。フランスの人権宣言の流れを組む正統な人権宣言が入ってきた。刑事訴訟法も全面的に書き換えられた。民事訴訟法は基本的には変更なし。民法は、親族法と相続法は大改正されたが、財産法は変更なし。商法は、相当な変革が加えられている。破産法は、少しだが、重要な改正（免責制度の導入等）があった。
8. 以上要するに、日本の法制度は、最初、フランス法を「実母」とする可能性が強かったが、結局、ドイツ法を「実母」として生まれ、戦前までは、その「実母」に暖かく育てられていた。ところが、戦後、「後妻」（アメリカ法）が入ってきて、その後妻に少し苛められている。しかし、「実母」たるドイツ法の血は、あくまで強く、かつ、濃く残している、といったところであろう。以上。

（筆者は湘南日独協会会員・弁護士）

1998年度全国日独協会連合会年次総会の報告

1999年3月26～27日、ホテル麹町会館で全国日独協会連合会の1998年度年次総会が開催されました。

総会当日は、22協会より51名の代表者が各地より参加。議長挨拶、来賓紹介、湘南日独協会の新加盟が報告され、その後、各地の活動状況について報告と提案が行われました。次回の年次総会の開催地は、水戸市に決定。当会からは岩崎、吉田、中島が参加。



Goethe-Jahr
1999
in Deutschland